令和６年度　青森空港国際定期便活用支援助成金

グループ旅行助成金交付要綱

（助成金の趣旨）

第１条　青森空港国際化促進協議会（以下「協議会」という。）は、青森空港を発着する青森・ソウル便及び青森・台北便（以下「定期便」という。）の利用促進を図るため、同一行動で定期便を利用（往復）して外国を訪問する団体に対して助成金を交付するものとする。

（助成対象経費）

第２条　助成対象経費は、令和６年５月３１日から令和７年２月２８日までの定期便を利用（往復）して外国を訪問する団体旅行・手配旅行（当協議会助成のパッケージ旅行を除く）の渡航費用の一部とする。

（交流団体及び規模）

第３条　助成金交付の対象となる団体は、企業、団体、一般のグループとし、規模は５人以上（添乗員は含めない）で、旅程は同一行動とし、青森・ソウル便及び青森・台北便各、年度内に１回限りとする。

（交付金額の決定）

第４条　助成金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとし、別表１に掲げる額（但し、２０万円を上限）とする。

（交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする団体は、協議会会長に対し交付申請（請求）書（第１号様式）に次の書類を添付して旅行開始日２ヶ月前から１０日前までに交付申請する。

1. 旅程表
2. 参加者名簿（氏名・住所）

（交付決定）

第６条　協議会は、申請書の内容を審査し、協議会の予算の範囲内で交付団体及び交付額を決定し、交付団体に対し通知するものとする。

（助成金交付）

第７条　助成金は原則として精算払いの方法により交付する。

（実績報告）

第８条　交付団体は、帰国後１４日以内に、協議会会長に対し報告書（第２号様式）に次の書類を添付して事業報告をする。

　（１）旅程表

　（２）参加者名簿（氏名・住所）

　（３）現地での写真（渡航者全員が写っているもの）

附　則

この要領は、令和６年５月３１日から施行する。

別表１

青森空港国際定期便活用支援助成金グループ旅行助成金

（団体人数別助成金額）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | グループ手配旅行の場合 |
| 助成額 | ５～　９人　　　５万円　１０～１９人　　１０万円　２０人以上　　　２０万円 |

第１号様式

青森空港国際定期便活用支援助成金（グループ旅行助成金）

交付申請（請求）書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

青森空港国際化促進協議会　会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　郵便番号

住　　所

社名･団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

 電　　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｆ Ａ Ｘ

下記のとおり、青森空港国際定期便活用支援助成金を交付されるよう申請（請求）

します。

記

１　団体人数　　　　　　　　名

２　申請助成金額　　　　　　円

３　旅行実施予定日　　　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

４　助成金受取口座

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 |  | 口座番号 |  |
| 支 店 名 |  |
| 預金種目 | 普通　・　当座　・　貯蓄 | フリガナ |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義 |  |  |  |  |  |  |  |

　※助成金受取口座は、申請者（団体名及び代表者）と同一であること。

５　添付書類

　（１）旅程表

　（２）参加者名簿（氏名・住所）

第２号様式

青森空港国際定期便活用支援助成金（グループ旅行助成金）実績報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

青森空港国際化促進協議会　会長　　殿

申請者　　郵便番号

住　　所

社名・団体名

 　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　印

 電　　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｆ Ａ Ｘ

　令和　　年　　月　　日付けで助成金交付決定通知のあった青森空港国際定期便活用交流事業について下記のとおり実施しましたので、その実績を報告します。

記

１　団体の人数　　　　名

２　事業実施日　　　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

３　定期便を活用した旅行について

　（定期便を利用しての感想もしくは国内及び空港の感想を３００字以内）

４　添付書類

　（１）旅程表

　（２）参加者名簿（氏名・住所）

　（３）現地での写真（渡航者全員が写っているもの）